事務所通信　No.275

平成３０年９月１日

社会保険労務士法人

新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　　篠田パートナーズ事務所☎ 0254-22-5649 (代)

■高齢受給者の高額療養費制度の見直し

（平成３０年８月から）

○　高額療養費制度とは、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払った後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後に保険者から償還払いされる制度です。

○　また、入院の場合や同一医療機関の窓口での外来の場合、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる現物給付化の仕組みが導入されています。

○　自己負担限度額は、被保険者の年齢や所得に応じて設定されています。



■２段階で所得区分と自己負担限度額を見直し

平成30年8月からの70歳以上の自己負担限度額

適用区分		ひと月の上限額(世帯ごと)	外来(個人ごと)
現役並み	年収約1160万円～ 標準報酬83万円以上 課税所得690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〈多数該当140,100円〉	
	年収約770万円～約1160万円 標準報酬53万円～79万円 課税所得380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〈多数該当93,000円〉	
	年収約370万円～約770万円 標準報酬28万円～50万円 課税所得145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〈多数該当44,400円〉	
一般	標準報酬26万円以下	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 〈多数該当44,400円〉
低所得者	住民税非課税	8,000円	24,600円
	住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

◎　高額療養費制度改正により、改正後は、７０歳以上で標準報酬月額が２８万円から７９万円に該当する方で医療費が高額になる場合には「高齢受給者証」に加え「限度額適用認定証」も必要となります。

（改正時　送付ずみ　※今後　申請が必要）

■高額介護合算療養費制度の見直し

（平成３０年８月から）

○　高額介護合算療養費制度とは、医療保険と介護保険に１年間（毎年８月１日～翌年７月３１日）の自己負担の合算額が高額の場合に、さらに負担を軽減する制度です。

○　医療保険制度の世帯に介護保険の受給者がいる場合に、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象となる世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担を合算した額が限度額を超えた場合に支給されます。

○　給付費は、医療保険者、介護保険者の双方が、自己負担額の比率に按分して、負担します。



■所得区分の細分化と限度額引き上げ

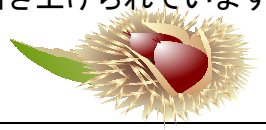
平成30年8月からの高額介護合算療養費

	70歳以上(※2)	[参考]70歳未満(※2)
年収約1160万円～ 標準報酬83万円以上 課税所得690万円以上	212万円	212万円
年収約770万円～約1160万円 標準報酬53万円～79万円 課税所得380万円以上	141万円	141万円
年収約370万円～約770万 標準報酬28万円～50万円 課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般(年収156万円～370万円) 健保 標準報酬26万円以下 国保・後期 課税所得145万円未満　(※1)	56万円	60万円
市町村民税世帯非課税	31万円	34万円
市町村民税世帯非課税 (所得が一定以下)	19万円 (※3)	

○　高額介護合算療養費については、高齢受給者（７０歳以上）の高額療養費制度の見直しに伴い「現行並み所得者」の所得区分を細分化したうえで限度額が引き上げられています。

注）上表　※１、※２

※３は次頁へ



※1　収入の合計額が５２０万円未満（１人世帯の場合は、３８３万円未満）の場合及び旧ただし書き所得の合計が２１０万円以下の場合を含む。

※2　対象世帯に７０歳から７４歳と７０歳未満が混在する場合、まず７０歳から７４歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と７０歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額を適用する。

※3　介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は、３１万円。

■平成３０年度新潟県の最低賃金額

○　平成３０年新潟県最低賃金改正の答申に対する異議申出について審議の結果、異議を認めず、２５円(3.21%)の引上げで、時間額８０３円が確定しました。

1　新潟県地方最低賃金審議会による本年８月３日付け新潟県最低賃金の改正の答申に対し本年８月２０日までに最低賃金法第１２条に基づく異議の申出が４５件提出された。

2　このため、８月２１日新潟労働局長は、同審議会に対し、当該異議申出について諮問したところ、同審議会は、異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、全会一致で「本年８月３日付答申どおり決定することが適当である」との答申を行った。

3 これを受け、新潟労働局長は、本年８月３日付け答申のとおり、県最賃を現行の時間額から２５円(3.21%)引き上げ、時間額８０３円に改正する旨、正式に決定した。

今後、速やかに官報への改正決定の公示の手続きを行い、本年１０月１日に発効することとなる。

（参考）地域別最低賃金時間額答申状況

都道府県名	答申された改定額	引上げ額
東京都	９８５円	２７円
埼玉県	８９８円	２７円
神奈川県	９８３円	２７円
秋田県	７６２円	２４円
山形県	７６３円	２４円

■最　低　賃　金　と　は

○　最低賃金は、事業場で働くすべての労働者に適用されます。

○　どのような雇用形態（臨時採用、アルバイト、歩合給）でも最低賃金法によって、最低賃金額以上の賃金を支払わなくてはいけません。

ただし、次に掲げる賃金は、算入の対象にならないので注意してください。

①　臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

②　１ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

③　時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）

④　精皆勤手当、通勤手当、家族手当

なお、時間外労働（早出・残業）、深夜労働（２２時～５時）休日労働（週1日の法定休日）にはそれぞれの所定の割増賃金の支払いが必要です。

○ 月給制の場合（上記以外の月ぎめ手当を含む）には「（月給額×１２か月）÷年間総所定労働時間≧最低賃金額 」の計算式によって比較した最低賃金額以上の賃金を支払わなくてはいけません。

○ 派遣労働者については派遣先事業に適用される最低賃金が適用されます。

■労働者派遣事業の「許可申請」

○ 平成３０年９月２９日をもって、これまで届出制で派遣業務が行えていた「特定労働者派遣事業」が廃止されます。

○ 平成２７年の労働者派遣法の改正により、平成２７年９月３０日から、労働派遣事業は**「許可制」**へ一本化されています。

○ 許可制への一本化に伴う経過措置が、間もなく終了します。経過措置期間終了後も労働者派遣事業を行う場合は、平成３０年９月２９日までに許可申請を行う必要があります。

許可申請を行っていない場合には、お早めにお近くの労働局へご相談ください。

■ 拾い読みの読書

未来を読む

AIと格差は世界を滅ぼすか

著　者：大野和基　インタビュー編

出版社：PHP新書　　880円＋税

○**ジャレド・ダイアモンド**「銃・病原菌・鉄」

資源をめぐり、文明の崩壊が起きる

○**ユヴァル・ノア・ハラリ**「サピエンス全史」

「役立たず階級」が大量発生する

○**リンダ・グラットン**「LIFE SHIFT」

「人生100年時代」と都市集積が加速する

○**ダニエル・コーエン**「経済成長という呪い」

デジタル経済では、人類はサイボーグと融合する

○ **ニック・ボストロム**

AI万能時代が訪れ、働き方は根本的に変革する

○**ウィリアム・J・ペリー**

北朝鮮は核開発をあきらめない

○**ジョーン・C・ウィリアムズ**

民主主義を揺るがす「ホワイト・ワーキング・クラス」という人々

○**ネル・アーヴィン・ペインター**

アメリカは分極化の波にさらされる

P66　二十一世紀になり、民主主義は人類が今直面している難題を処理する能力を失いつつあるように思います。・・その主因はテクノロジーの進展です。テクノロジーによって、経済や社会が変化するスピードが加速しているからです。

P86　二十一世紀、AIとバイオテクノロジーの出現により「役立たず階級」というまったく新しい階級が出現すると考えています。

P96「二十一世紀の人間は狩猟民族に学ぶべき」一つは、自分たちの願望に合うように環境を変えるのではなく、自分自身を環境に適応させること　もう一つは、自分の身体や五感に対して、鋭敏であることです。・・目で見ること、耳で聞くこと　鼻でかぐこと、すべてについて研ぎ澄ます・・

■ ９月のミニミニ・セミナー

『判例から見る同一労働・同一賃金』

▲　同一労働・同一賃金を争点としたハマキョウレックス、長沢運輸事件判決を解説します。

▲　平成30年9月27日（木曜日）

午後１時30分～３時00分

▲ 講　師：弊所　副所長（特定社会保険労務士）　坂上　洋幸

▲ 会　場：篠田パートナーズ事務所・会議室

▲ 対　象：企業経営者及び人事担当者

▲ 定　員：先着10名

▲ 受講料：無料

▲ 申込み：当事務所までご連絡下さい。

★１０月の予告★

『問題社員の対応法』

▲ 企業内で起こるさまざまな問題の対応法を、事例を元に解説します。

▲ 平成30年10月30日（火曜日）午後1時30分～

▲ 講　師：弊所　（特定社会保険労務士）　篠田　圭子

▲ 会　場：篠田パートナーズ事務所・会議室

■ 絵手紙通信



辛い獅子唐、大当たり！！

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　所長 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (275号)

■ 日々の訓練 (H30.8.10)

▲事務所では毎月開催される１時間30分間の「ミニミニ・セミナー」を職員が交代で講師を務めている。目的はお客様への情報提供であるが、その裏には、人に教えることによって職員自身が深く学習する機会を得ることであり、その学習には、セミナーのテーマ自体とともに「伝える技術（話し方）」がある。

▲また、事務所では、「伝える技術」の練習を兼ねて、朝礼時に「職場の教養」の輪読後、所感を交代で語り、月末会議では「知ったこと・体験したこと・考えたこと」を全員が発表する場を設けているが、最近、マンネリ化したか「練習」になっていないのではと残念に思っていた。

▲そんな時、歴代アメリカ大統領の中で最も演説が上手かったと言われている第一次世界大戦当時のウッドロー・ウィルソンの言葉『一時間位の長さの講演会なら即座に登壇してやれる。二十分ほどのものだったら二時間ほど用意が要る。もし五分間の演説だったら一日一晩の支度がないとできない』を、往年の活動写真弁士・徳川夢声の著書『話術』（新潮文庫）で知った。

▲その時一瞬の閃き・・「朝礼時の所感発表を録音し、その内容を本人が一言一句ありのまま文字に起こす」ことを提案した。声の大きさ、速さ、間のとり方、話す内容、クセなどを確認し、伝える技術の向上を目指すためである。

▲始めてまだ間もなく、緊張のあまり躓く場面も見受けられるが、事前に準備した兆候も感じられるようになって来た。今後、各人がどのように進化するか楽しみである。

■ 終の住み処 (H30.8.17)



▲「是がまあ　終の住み処か　雪五尺」は、小林一茶五十歳の時、長い漂泊の果てに冬の信州に帰り住むことになったときに詠んだ句だという。

▲８月２日に建物の引き渡しを受けた時、安堵とともにこの句が浮かんだのは、句の中七「終の住み処か」に感慨が湧いたからであろうか。

▲30年前、36歳の時、やっとの思いで建てた自宅は、夏はサウナ、冬すきま風の安普請で、このままでは熱中症になるか凍死するのではと心配し、いつかは建て替えをしなければと思っていたところだったが、同居のネコ達のことを考えるとなかなか踏み切れないでいた。

▲しかし、昨年５月に最後の一匹が旅立ち、散々家に爪痕を残したネコ達のお詫びの置き土産か、目と鼻の先の土地が取得でき、今年の雪解けを待って着工、先日引き渡しに至ったものである。

▲学生時代、年間60日位テント暮らしをしていた頃は、屋根があり雨風さえ凌げれば上等くらいに思っていたものだが、建材の向上や技術の進歩もあり、旧宅と比べ数段の快適さを喜び、老いに備えての床のフラット化、車椅子に対応できるトイレ・廊下・洗面台、いざとなったらリビングに介護用ベッド、セコムの救急ボタン・・・至れり尽くせりの建築士の努力に満足しつつ、軟弱になった自分に苦笑いしている。

▲ネコの写真が飾られた蝉の鳴き声だけが響く新居で、またネコを飼おうかなどと思うものの、女房と二人で家を空けられなかった22年間やこの先飼い主より長生きすることも考えると、隣家の赤トラネコを手なずけるのも一策かと思っている。

▲「是がまあ　終の住み処か　蝉しぐれ」